

総行経第121号
平成30年4月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法等の一部を改正する法律等の一部の施行について（通知）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）については、平成29年6月9日付け総行経第125号、総行市第45号、総行経第41号、総財公第81号総務大臣通知によりお知らせしたところですが、同法により一部改正された地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の施行にあたり、同通知の記載事項のほか、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう格別の配慮を願います。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

I 地方独立行政法人の業務への申請等関係事務の追加

第一 外部資源活用の必要性

窓口関連業務については、住民の権利義務に関する行政の事務処理の基礎となる事務が含まれるものであるが、市町村による適切な関与が担保されていれば、市町村が直接執行する必要が必ずしもなく、効率的かつ効果的な行政サービスの提供が可能となる場合には、公権力の行使にわたるものを含めた包括的な業務について外部資源を活用することが考

えられる。このため、今般の改正により、地方独立行政法人に窓口関連業務を行わせることができるよう申請等関係事務処理法人制度を設けたこと。

地方独立行政法人については、市町村が業務や組織に対して強く関与することができ、かつ、具体的な業務執行は法人の自主性・自律性に委ねられ、迅速な意思決定や、業務のノウハウの蓄積、職員の専門性の確保、柔軟な人事運営等のメリットが期待できることから、有効に活用することが期待されること。

第二 申請等関係事務処理法人が行うことができる業務

一 他業の禁止

申請等関係事務処理法人は、市町村の名において申請等関係事務を処理するというその業務の特性を踏まえた種々の特例規定が設けられていることから、これらの特例規定が他の地方独立行政法人に及ばないよう、法第21条第5号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならないこととされていること。(法第87条の5関係)

二 附帯業務

地方独立行政法人の附帯業務については、①本来の事業と事業の性格上密接な関係にある場合、②本来の事業に係る土地、施設等の資産や知識、技能を有効活用する関係にある場合、③本来の事業の健全な運営に資するため吸収する関係にある場合、のいずれかに該当する場合に限定されるべきものと解されていること。

法第87条の3第2項又は第87条の12第2項の規定により、申請等関係事務処理法人が申請等関係事務を処理する場合には、当該法人を設立団体又は関係市町村とみなして、当該設立団体又は関係市町村による申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに条例及び規則の規定が適用される。このため、例えば、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による本人確認情報の取得や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による特定個人情報の取得等については、住民に対する権利義務の設定等の対外的効力を生じさせない行政機関の内部的な事務処理であるため申請等関係事務には含まれていないが、附帯業務として処理することは可能であること。

第三 申請等関係事務処理法人が処理する申請等関係事務の効果の帰属

地方独立行政法人法別表に掲げられている事務は、住民の権利義務に関する行政の事務処理の基礎となる事務であることから、原則として、市町村長その他の執行機関が処理するものとされている。また、住民も市町村長その他の執行機関の名による証明等の事務処理を想定して申請等の行為を行うものと考えられる。このため、申請等関係事務処理法人が市町村に代わって申請等関係事務を処理するに当たっては、当該市町村又は市町村長その他の執行機関の名において行うこととしていること。(法第21条、第87条の3及び第87条の12関係)

市町村又は市町村長その他の執行機関の名において処理した申請等関係事務は、当該市町村長その他の執行機関が処理したものとしての効力を有する。このため、申請等関係事務処理法人が処理した市町村の申請等関係事務については、住民は当該市町村長その他の執行機関を対象に行政不服審査法及び行政事件訴訟法による行政救済の手続を行うことができること。（法第87条の4及び第87条の13関係）

第四 年度目標及び事業計画の策定

一 中期目標等に関する規定の適用除外

申請等関係事務は、事務の性格上、適正かつ安定的な事務処理の確保が強く求められることから、単年度の目標管理の下、短いサイクルで設立団体の長が目標を設定することが適切であると考えられる。また、設立団体の長その他の執行機関により、情報提供、指導・助言、報告徴収・立入検査、監督命令、停止命令、直接執行を通じた業務・組織の適正性の確保を講じうる。これらを踏まえ、中期目標や中期計画に関する規定の適用除外とし、代わりに設立団体の長が定めた年度目標に基づき、申請等関係事務処理法人が事業計画を作成しなければならないこととしていること。（法第87条の7、第87条の8及び第87条の9関係）

なお、設立団体の長は、年度目標を、地方独立行政法人評価委員会の意見聴取及び議会の議決を経て定め、申請等関係事務処理法人に指示するとともに公表する必要があること。また、申請等関係事務処理法人は事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないこと。（法第87条の8及び第87条の9関係）

二 年度目標の記載事項の例

年度目標の記載事項の例として、具体的には次のような内容を盛り込むことが想定されること。

- 1 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する事項
 - ・ 営業時間の延長、手続等の簡素化に関する目標
 - ・ 申請1件当たりの処理時間、住民1人当たり待ち時間の短縮に関する目標
 - ・ マイナンバー・マイナンバーカードの効果的な活用に関する目標
- 2 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - ・ 時期による繁閑に適切に対応する人員配置に関する目標
 - ・ その他組織を柔軟に改革できる仕組みの整備に関する目標
 - ・ より効率的な申請処理システムの再構築に関する目標
- 3 財務内容の改善に関する事項
 - ・ 地方独立行政法人全体連結財務内容の改善（収支、借入金比率等）に関する目標
 - ・ 固定費比率や借入金比率の低減等に関する目標
- 4 その他設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する重要事項
 - ・ 住民満足度の向上に関する目標

- ・ 処理業務の追加に向けた検討に関する目標
- 5 上記1～4について、中長期的観点から参考になる事項
- 申請等関係事務処理法人は、年度目標及び事業計画による単年度の目標管理を行うものであるが、施設設備や定員・給与をはじめとする業務運営の改善及び効率化に関する取組や、設備投資、技術開発等のための民間事業者との複数年度契約の締結、国からの複数年度にわたる補助金の受領等については中長期的な観点からの計画的な取組が必要になるため、参考事項として中長期にわたる指示事項も記載させることとされていること。(法第87条の9関係)

三 事業計画の記載事項の例

事業計画の記載事項の例として、具体的には次のような内容を盛り込むことが想定されること。

- 1 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ・ 営業時間
 - ・ 手続等の簡素化に向けた取組内容
 - ・ 申請1件当たりの処理時間、住民1人当たり待ち時間
 - ・ マイナンバー・マイナンバーカードの効果的な活用に向けた取組内容
- 2 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ・ 時期による繁忙に適切に対応する人員配置
 - ・ その他組織を柔軟に改革できる仕組みの整備に向けた取組内容
 - ・ より効率的な申請処理システムの再構築の計画
- 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - ・ 地方独立行政法人全体連結予算、収支計画及び資金計画
 - ・ 区分経理された当該団体分の窓口関連事務に係る予算、収支計画及び資金計画
- 4 短期借入金の限度額
 - ・ 地方独立行政法人全体の短期借入金の限度額
 - ・ 区分経理された当該団体分の窓口関連事務に係る短期借入金の限度額
- 5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - ・ 地方独立行政法人全体の財産処分に関する計画
 - ・ 当該団体の出資等に係る不要財産の処分に関する計画
- 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - ・ 地方独立行政法人全体の重要財産の譲渡、担保に係る計画
 - ・ 当該団体の事務に係る重要財産の譲渡、担保に係る計画
- 7 その他設立団体の規則で定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

第五 設立団体の長その他の執行機関による関与の特例

申請等関係事務の処理には特に適切な実施が求められることから、設立団体の長その他の執行機関による申請等関係事務処理法人に対する関与の特例を設け、必要に応じ、申請等関係事務処理業務の具体の事案についても設立団体の長その他の執行機関が関与できる仕組みとしている。具体的には、設立者としての立場から、違法行為、不正行為又は著しく適正を欠く業務運営の把握及び是正を目的として、設立団体の長に、報告及び検査(法第121条)、違法行為等の是正命令(法第122条)の権限が付与されているほか、申請等関係事務の処理に関して業務の適切な実施を確保する観点から、設立団体の長その他の執行機関に以下の権限が付与されていること。

- ・ 報告徴収及び立入検査の特例(法第122条の2)
- ・ 資料の提供又は指導及び助言(法第122条の3第1項)
- ・ 監督命令(法第122条の4)
- ・ 停止命令(法第122条の5第1項)
- ・ 直接処理(法第122条の6第1項)

第六 関係市町村申請等関係事務

一 設立団体以外の市町村の申請等関係事務の処理

人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で資源に限られる中、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、単独の市町村だけではなく、市町村間の連携により提供することを進めていく必要がある。このため、今回の改正により、設立団体以外の市町村の求めに応じて、申請等関係事務処理法人が当該市町村と協議により規約を定めた場合には、当該規約を定めた市町村(「関係市町村」という。)の申請等関係事務を処理することができることとしたこと。

例えば、定住自立圏の中心市(「定住自立圏構想推進要綱(平成29年10月5日総行応第352号総務省地域力創造審議官通知)」参照)や連携中枢都市(「連携中枢都市圏構想推進要綱(平成29年12月27日総行市第77号総務省自治行政局長通知)」参照)等が設立した申請等関係事務処理法人に、近隣市町村が申請等関係事務を処理させることが考えられることから、市町村間の広域連携の手法として積極的に活用することが期待されること。

二 関係市町村申請等関係事務処理業務の規約を定める際の手続

関係市町村申請等関係事務処理業務の規約を定める際の手続は以下のとおりであること。

- 1 設立団体は、申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を処理することができる旨を、あらかじめ議会の議決を経て、定款で定める。(法第7条)
- 2 関係市町村が申請等関係事務処理法人に当該市町村の申請等関係事務の処理を行

うことを求め（法第87条の12第1項）、申請等関係事務処理法人と規約を定めるための連絡調整を行う。

- 3 関係市町村は申請等関係事務処理法人と規約を定めるための協議を行うため、当該市町村の議会において議決を行う。（法第87条の14第2項）
- 4 申請等関係事務処理法人は関係市町村と規約を定めるための協議を行うため、設立団体の長の認可を受ける。設立団体の長は、認可の申請が定款に適合するとともに、設立団体申請等関係事務処理業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をする。（法第87条の14第3項及び第4項）
- 5 関係市町村及び申請等関係事務処理法人の間の協議を経て規約を定める。（法第87条の12第1項）
- 6 関係市町村の長は規約を定めた旨及び規約を告示する。（法第87条の14第5項）
- 7 申請等関係事務処理法人は規約を定めた旨及び規約を設立団体の長に届け出、設立団体の長は規約を定めた旨及び規約を総務大臣又は都道府県知事に届け出る。（法第87条の14第6項）

なお、1から7の手続は、関係市町村及び申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務処理業務の範囲を変更又は廃止する場合に準用するものであること。

三 関係市町村の長が行う必要がある手続

二のほか、申請等関係事務処理法人に関係市町村申請等関係事務処理業務を行わせる場合における関係市町村の長が行う必要がある手続は、以下のとおりであること。

- 1 関係市町村の長は、関係市町村年度目標を、関係市町村地方独立行政法人評価委員会の意見聴取及び議会の議決を経て定め、申請等関係事務処理法人に指示するとともに、公表する。（法第87条の17）
- 2 関係市町村の長は、申請等関係事務処理法人が作成する関係市町村事業計画を認可する。（法第87条の18第1項）

四 区分経理

申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務処理業務を行う場合に、その運営費については、事務の効果が帰属する市町村が負担することが原則であるから、従来は設立団体のみに認められていた運営費交付金について、関係市町村についても交付することができることとしたこと。（法第87条の22）

関係市町村にとって、自らの支出する公的資金の用途等が適切に管理されることは重要であることから、設立団体申請等関係事務処理業務及び関係市町村ごとの関係市町村申請等関係事務処理業務について経理を区分し、それぞれ「設立団体勘定」「関係市町村別勘定」を設けて整理しなければならないこととしていること。

なお、区分経理の運用の詳細については、平成29年12月に一部改正された「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（平成16年総務省告示第221号）を参照されたいこと。

五 関係市町村の長その他の執行機関による関与の特例

申請等関係事務の処理には特に適切な実施が求められることから、第五に記載したとおり、設立団体の長その他の執行機関に、申請等関係事務処理法人に対する関与の特例が付与されているが、関係市町村申請等関係事務処理業務を行う場合には、当該事務の本来の権限者である関係市町村の長その他の執行機関に以下の関与の特例の権限が付与されていること。(法第122条の7)

- ・ 報告徴収及び立入検査の特例(法第122条の2)
- ・ 資料の提供又は指導及び助言(法第122条の3第1項)
- ・ 監督命令(法第122条の4)
- ・ 停止命令(法第122条の5第1項)
- ・ 直接処理(法第122条の6第1項)

第七 その他

一 申請等関係事務処理法人の役職員の身分

申請等関係事務処理法人については、一般地方独立行政法人と特定地方独立行政法人の選択について規定を設けていないこと。

地方独立行政法人の役職員の身分については、地方独立行政法人の業務の分類に関わらず、非公務員型(一般地方独立行政法人)を原則としつつ、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして、地方公共団体が当該地方公共団体の定款で定めるものについては、公務員型(特定地方独立行政法人)とすることができる。(法第2条第2項)

各市町村においては、申請等関係事務が、住民が行政サービスを受ける身分の証明又は権利若しくは義務の確定若しくは変動の基礎となる行為であり、業務の停滞を避けなければならないこと(このため、第五に記載したとおり、業務実施が困難となった場合には市町村が直接処理を行う等の関与の特例は設けている。)、申請等関係事務の処理は定型的業務であり、その業務の処理に当たって裁量的判断の余地は小さいと考えられること等に留意しつつ、申請等関係事務処理法人の役職員の身分について、地域の実情等を踏まえて適切に判断する必要があること。

二 地方独立行政法人における個人情報保護及び情報公開

1 個人情報保護に関する取扱い

地方独立行政法人の役職員については、地方独立行政法人の業務の分類に関わらず、地方公務員と同等の秘密保持義務が課されていること。(法第50条第1項(法第56条において準用する場合を含む。))及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条第1項)

加えて、申請等関係事務の処理については、法第87条の3第2項又は第87条の

1 2 第2項の規定に基づき、設立団体又は関係市町村の個人情報保護条例等の規定が適用されることに留意すること。

さらに、申請等関係事務処理法人については、その保有する個人情報の適正な取扱いを確保することが極めて重要であることから、設立団体及び関係市町村においては、それぞれの個人情報保護条例において、申請等関係事務処理法人を実施機関に位置付けるよう所要の規定の整備を行う等適切に対応する必要があること。

2 情報公開に関する取扱い

申請等関係事務処理法人の情報公開については、1と同様に、関係法令の規定に留意するとともに、設立団体及び関係市町村においては、情報公開条例において所要の規定の整備を行う等適切に対応する必要があること。

II 地方独立行政法人における適正な業務の確保

第一 PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

一 地方独立行政法人評価委員会

地方独立行政法人の業務の実績に関する評価について、地方独立行政法人評価委員会が行う場合には、例えば、法人の目標と評価の最終的な責任の所在が不明確になる等、目標設定者が評価を行わないことにより生じる問題が起こりうることから、地方独立行政法人の業績評価の主体を地方独立行政法人評価委員会から設立団体の長に一元化することとされたこと。

この際、評価の厳格性・客観性の確保等の観点から、設立団体ごとに地方独立行政法人評価委員会を設置する仕組みは維持しつつ、設立団体の長を評価主体へと変更することに伴い、地方独立行政法人評価委員会の役割について整理することとされたこと。具体的には、

- 1 長に権限移譲したものは、地方独立行政法人評価委員会の権限・事務を廃止する。
- 2 現行制度で議会の議決を要するものは、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴く仕組みを存続させる。
- 3 その他必要性の高い項目（中期目標案に対する意見、中期目標期間後の業績評価案に対する意見等）については、地方独立行政法人評価委員会に役割を残す等の措置をとる。

と整理されたこと。

法で定める事務のほか、各設立団体が自らの判断で、必要に応じて法の規定に反しない範囲で条例を定めることにより、目標設定や評価等のPDCAサイクルの各過程に、地方独立行政法人評価委員会を積極的に関与させることも可能としており、例えば、中期計画の認可や毎事業年度終了後の業績評価等について、条例で定めることにより地方独立行政法人評価委員会が関与すること等が考えられること。（法第11条第2項第6号）

二 目標策定・評価について

地方独立行政法人の運営は各設立団体の責任の下で行うものであり、地方独立行政法人の目標設定や評価は設立団体の長が行い、目標と評価を同一主体が行うため、国のように各設立団体が設立した複数の法人間における統一性を担保する仕組みを設ける必要はないと考えられる。そのため、国の独立行政法人においては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）や「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）が策定されている一方、地方独立行政法人制度においては、目標設定や評価に関する統一的な指針は策定しないこととされていること。

第二 法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入

今般の改正により、地方独立行政法人について、業務方法書への内部統制体制の構築の記載を義務付けることとされたところ、業務方法書に記載すべき事項の検討に当たっては、「『地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成29年12月27日総行経第96号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）」を参考とされたいこと。